2　地方交付税の所要額の確保

地方財政計画における歳出特別枠や地方交付税の別枠加算については、「リーマン・ショックに伴う、著しい景気後退等を受けた対応として実施されたものであり、平時の対応に戻すべく、その解消を図る必要がある」との指摘がある。

地方財政計画における歳出特別枠については、リーマンショック後、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から拡充されている。日本経済の再生と財政の健全化の両立に配慮しながら、当面は、地域経済の活性化に必要な財源を確保する必要がある。このため、単に国の歳出削減の目的で歳出特別枠を一方的に減額することは、地域経済に停滞をもたらしかねず、適切ではない。

地方交付税の別枠加算については、そもそも地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられた、という背景があることにも留意しなければならない。

これまで当審議会が繰り返し指摘してきたとおり、地方交付税が本来の役割である財源調整機能と、財源保障機能を適切に発揮できるよう、その総額は法定率の引上げにより、安定的に確保するという制度本来の運用に戻すべきである。

なお、国は、金融政策、経済政策、税制等に広範な権限を有している一方、地方の権限は限定されている。諸外国でも、地方の財政赤字や債務残高は国よりも大幅に小さい。国と地方の財政状況の比較に当たっては、これらのことに留意すべきである。

3　社会保障・税一体改革の着実な推進

住民の幸せ・安心をもたらすためには、住民が必要なときに必要な現物サービス（対人社会サービス）を受けられることが重要である。年金を除く医療、介護、子育て、障害者福祉、雇用など社会保障サービスの多くは現物サービスであり、住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体が果たすべき役割はますます増大している。

現在、社会保障制度改革国民会議で医療、介護、子育て、年金分野の改革が議論されている。社会保障制度改革は、多くの社会保障サービスを提供している地方の意見を十分に踏まえ、実効性のある改革とすべきである。

社会保障制度改革推進法では、待機児童の解消や医療保険の財政基盤の安定化などの充実に加え、医療保険や介護保険の給付の範囲の適正化などの重点化・効率化に取り組むこととされている。今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、このような重点化・効率化に取り組むとともに、地方消費税及び消費税の交付税法定率分の充実により、地方の社会保障財源を安定的に確保する必要がある。

社会保障財源を安定的に確保するために消費税率・地方消費税率の引上げによる国民負担をお願いしている。その一方で、地方の減収につながる地方税の見直しを行うことは、社会保障だけではなく、教育、産業振興、社会資本整備等の行政サービスの低下につながりかねない。行政サービスを総合的に担っている地方の役割に鑑みれば、地方の減収となる地方税の見直しは、可能な限り行わないようにすべきである。

4　税源偏在の是正

地方自治体は、地域の事情が様々に異なる中で、社会保障、教育等の行政サービスを広く担っている。地域間の税収格差を拡大しないよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築しなければならない。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置として創設された。これらについては、地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。当審議会に設置した「地方法人課税のあり方等に関する検討会」において、引き続き地域間の税源偏在の是正に向け、地方法人課税のあり方について幅広く検討を進めていく。

5　地方行政改革の推進

地方歳出の改革により、地方自治体が提供する行政サービスの質と効率性が向上することは、持続可能な地方財政基盤の構築や地方の自立性の向上につながる。

このため、国の取組と歩調を合わせつつ、地方歳出の全般にわたり見直しを行う必要がある。その際、地域経済の活性化等の喫緊の課題については、必要な財源を確保するなどのメリハリをつけるべきである。同時に、これらの見直しが地方自治体の行財政運営に大きな影響を与えることから、地方の理解を得ながら進めるべきことはいうまでもない。

また、各地方自治体においては、ＰＤＣＡサイクルを活用するなど、歳出全体について不断の見直しを行う必要がある。

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、各地方自治体は、第三セクター等改革推進債の期限が平成25年度までとされていることなどから、抜本的改革を先送りすることなく実施するとともに、経営のあり方について不断の見直しを行うべきである。

6　東日本大震災からの復興

東日本大震災は、地震、津波と原子力発電所事故の複合により、極めて広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。震災発生後２年余りが経過したが、復旧・復興は道半ばであり、さらに加速する必要がある。

復旧・復興には莫大な費用を要するが、住民とともに復旧・復興に懸命に取り組む被災自治体の財政運営に、支障が生ずることがあってはならない。

本年１月に、平成27年度までの集中復興期間における復旧・復興事業の規模と財源を見直し、震災復興特別交付税などの財源確保が図られた。この方針に従い、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保した上で、復旧・復興事業が、着実に実施される必要がある。

おわりに　～地域から確固とした道筋をつくる～

住民に幸せ・安心の生活をもたらし、そして地域が元気になり、再生を果たす。今、地域では、そうした目標の実現に向け、総力を挙げた取組が展開されている。地域の営み、活動をしっかり支える地方財政の仕組みが不可欠である。

リーマンショックは、地域の経済にも深刻な打撃を与えた。ようやく景気が緩やかな回復傾向を示しているとはいえ、地域経済にその実感は未だ乏しいのが実情である。その理由は地域の厳しい雇用状況にある。雇用の安定は、貧困や格差社会の解消にもつながる。産業政策と一体となった雇用創出策を含め、地域の発展につながる起業、人材育成などに一層の対策が求められる。雇用・就業促進のために、地方自治体が地域の実情に沿った対応が可能になるような財政措置を、今後も継続する必要がある。

すでに述べたように、持続可能な地方財政基盤を確立するためには、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。また安定的な財政運営が可能になるよう地方税、地方交付税等の地方一般財源の総額を確保することが重要である。

地域から確固とした日本再生への道筋をつくるために、地方財政改革の速やかな実現を期待してやまない。

公　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市菊川町田部夢団地１番**やまぐち県酪乳業株式会社**の工場財団に山口県下関市菊川町大字田部字泉122番地８やまぐち県酪乳業株式会社本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年７月４日

山口地方法務局下関支局

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成 25 年７月４日　　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成25年７月９日（火）午前８時30分から同月23日（火）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成25年７月16日（火）から同月23日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで